

令和6年度 福岡教育大学附属小倉小学校いじめ防止行動計画

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るい学校生活を送ることができるように、福岡教育大学において「いじめ防止基本方針」を策定した。それを受け、本校ではいじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントを挙げる。

- (1) いじめを許さない見過ごさない環境づくりと児童・教員の人権感覚の育成
- (2) 児童一人一人の人権感覚を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
- (3) いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応
- (4) いじめ早期発見の校内組織や指導の充実
- (5) いじめ早期解決のための家庭及び関係機関との連携

福岡教育大学附属小倉小学校いじめゼロ宣言

- ・ いじめにつながる言動を しません させません ゆるしません
- ・ 一人一人のSOS 気付いて みんなで 助けます
- ・ 一人一人の違いを認め合い 互いに尊重し合います
- ・ メールでは 自分の言葉に責任をもち 人の心を大切にします

2 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- いじめを未然に防ぐために、週2回の終礼後に近接学年での生活指導会議を行い、児童の気になる様子を職員で共通理解する。
- 積極的な生徒指導を行う。
 - ・ 道徳の授業（内容項目C 主として集団や社会との関わり関すること）をとおして、よりよい友達との関係づくりの素地をつくる。
 - ・ 子どもが何でも話せるような教師との関係をつくることができるように、子どもに親身に接する学級経営の在り方を、授業をとおして研修する。
- 児童の現状をとらえ、適切な働きかけを行うために「学校生活アンケート」を年に5回実施する。
- hyper-QUを実施し、その結果分析から実態に応じた支援を行う。特に、「要支援群」の児童には、見取り表を作成し、即時、組織的且つ適切な支援を行う。
- 気になる子どもについて共通理解を図って対応するために、個人カルテを作成し、活用する。
- 心の健康教育連絡会を前期に1回と後期に1回、開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等を推進する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、校区内ネットワーク会議や学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即時対応

(1) 早期発見のために

- 近接学年での児童に関する連絡会を週2回開催し、各学年の児童の状況や指導についての情報交換および、これからの具体的な取組について話し合いを行う。
- 生活指導部会を月1回開催し、支援の必要な児童に関する情報交換および、これからの具体的な取組についての話し合いを行う。
- 学校生活アンケートを年10回実施し（全て無記名で行う）、その結果から個別に教育相談を行う。
- 年に2回 hyper-QU を実施、結果を分析し、いじめや不登校の予防等、支援を要する生徒に対して、適切かつ組織的な支援を行う。

(2) 即時対応

- まず、校内での報告・連絡・相談を密に行い、いじめや不登校等問題行動の発生が確認された時点で、いじめ対策プロジェクトチームを発足し、即時行動する。
- 次に、問題行動を制止し、当該児童・関係児童の安全を確保する。
- さらに、当該児童・関係児童から話を聞き、事実関係と背景を把握する。
- とらえた事実関係をもとに、当該児童やその保護者、学級への対応の内容・方法を決定し、速やかに実施する。

4 いじめに対する具体的措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに大学に報告する。
- (3) 関係機関と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童及びその保護者へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 小学校における出席停止制度等の適切な運用及び毅然とした組織的指導の徹底を図る。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、関係機関の積極的活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を養護するために、別室指導等柔軟な対応に努める。

5 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質向上のため、福岡教育大学「いじめ防止基本方針」、本校「いじめ防止行動計画」の共通理解、いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」等を活用し、自らの対応を振り返るよう、教職員への啓発を行う。
- (3) いじめを未然に防止するために、hyper-QU の活用に関する校内研修を実施する。
- (4) ネット上のいじめ（携帯電話、LINE 等含む）に関する校内研修を実施する。

6 その他

- (1) 「いじめ防止行動計画」作成の際に、保護者、地域の方、児童の意見を取り入れるようにする。
- (2) 「いじめ防止行動計画」は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 「いじめ防止行動計画」に基づき、取組が適切に機能しているかをいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直し、改善を図る。

7 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

- (1) 組織の名称・役割

○ 名称

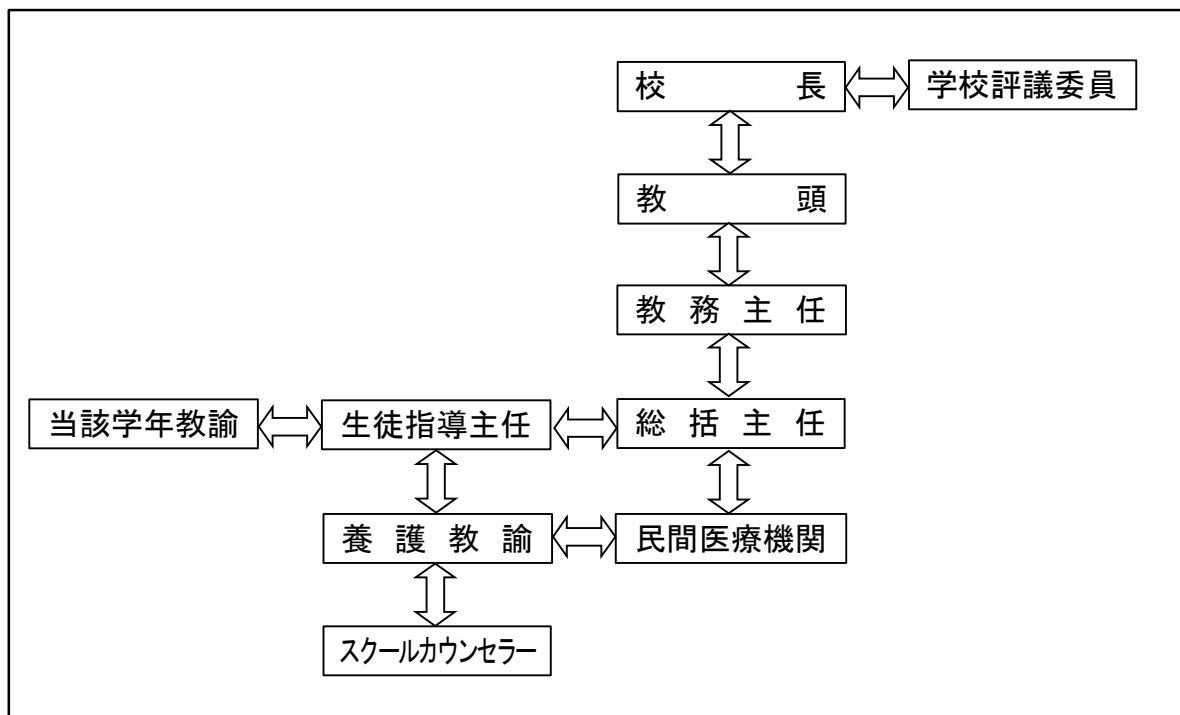
福岡教育大学附属小倉小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- ・ 学校における，いじめであるかどうかの判断
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

- ## (2) 組織の構成

校長，教頭，教務主任，総括主任，生徒指導主任，養護教諭，スクールカウンセラー，該当学年教諭，学校評議員，民間医療機関（松本内科クリニック）



【いじめ防止対策委員会組織図】

8 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

（1） 組織の名称と役割

○ 名称

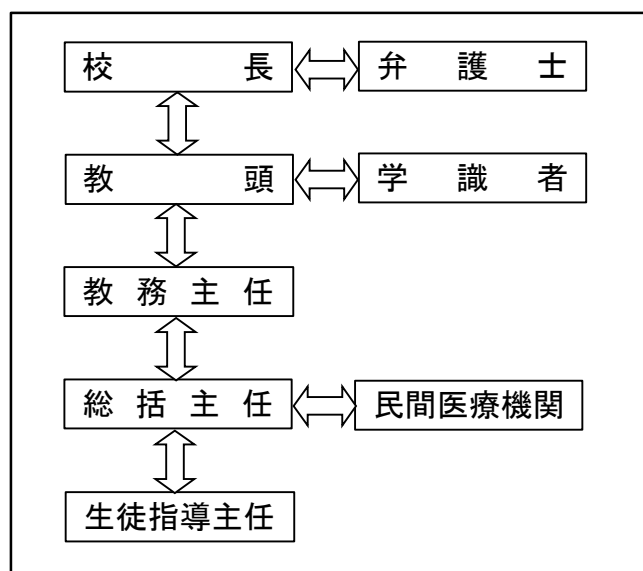
福岡教育大学附属小倉小学校いじめ対応委員会

○ 役割

- ・ 重大事態発生について大学への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を大学に報告
- ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

（2） 組織の構成

校長，教頭，教務主任，総括主任，生徒指導主任，民間医療機関，学識者，弁護士



【いじめ対応委員会組織図】

令和6年度 いじめ防止行動計画年間計画

	研修	通年	PDCAサイクル(心の健康教育部)
4月	福岡教育大学「いじめ防止基本方針」の 共通理解(生活指導部) いじめ防止行動計画作成(生活指導部) いじめ防止対策委員会組織づくり	終礼後の生徒指導会議(隔週1回) 生徒指導部会	・第1回心の健康教育連絡会 (転入職員のみ)
5月	Hyper-QU活用について (心の健康教育部) 実習指導における人権教育 (教育実習部)	生徒指導部会	・第1回学校生活アンケート実施 (1～6年生:無記名)【月初】 ・第1回Hyper-QUの実施・結果の 共有(1～6年生) ・第1回心の健康教育連絡会 ・第1回Hyper-QUの結果の共有 (2～6年生)
6月	ネット上のいじめ(携帯電話, Line等含む) に関する研修(情報教育部)※4～6年含 む	生徒指導部会	・第2回学校生活アンケート実施 (1～6年生:無記名)【月初】 ・第2回学校生活アンケート実施(全 学年:無記名)【月初】 ・個人カルテの付加・修正
7月	人権研修会(人権教育部)	生徒指導部会	・第3回学校生活アンケート実施 (1～6年生:無記名)【月初】 ・支援計画の作成
8月			
9月	実習指導における人権教育 (教育実習部)	生徒指導部会	・第4回学校生活アンケート実施 (1～6年生:無記名)【月初】 ・支援計画の作成
10月		生徒指導部会	・第5回学校生活アンケート実施 (1～6年生:無記名)【月初】
11月	授業公開と学級懇談(人権教育部) ※ 学活か道徳(C 友情・信頼)	生徒指導部会	第6回学校生活アンケート実施 (1～6年生:無記名)【月初】 ・支援計画の作成
12月		生徒指導部会	第7回学校生活アンケート実施 (1～6年生:無記名)【月初】 ・第2回Hyper-QUの実施・結果の 共有(1～6年生) ・個人カルテの付加・修正
1月		生徒指導部会	・第8回学校生活アンケート実施 (1～6年生:無記名)【月初】
2月	人権研修会(人権教育部)	生徒指導部会	第9回学校生活アンケート実施 (1～6年生:無記名)【月初】 ・支援計画の作成
3月		生徒指導部会	第10回学校生活アンケート実施 (1～6年生:無記名)【月初】 ・第2回心の健康教育連絡会 ・個人カルテの付加・修正 ・個別の指導計画の作成